

第2章

東日本大震災からの復興・創生の進展

総論

平成23年3月11日、東北地方太平洋沖地震が発生しました。この地震に続いて太平洋岸を中心に広範囲で津波が発生し、特に東北地方及び関東地方の太平洋岸は巨大津波によって甚大な被害を受けました。さらに、東京電力福島第一原子力発電所において事故が起こり、放射性物質が放出されるという事態が発生しました。東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害は、23年4月1日の閣議了解により、「東日本大震災」と呼称することとされました。

東日本大震災から6年が経過しました。文部科学省では、被災地や被災者に寄り添いながら、復興・創生を目指して、学校施設の復旧や就学支援、児童生徒の心のケア、復興を支える人材の育成や大学・研究所等を活用した地域の再生、原子力損害賠償の円滑化などに取り組んでいます。

第1節 創造的復興を実現する人材の育成

東日本大震災からの復興・創生のためには、教育・学びを通して、復興や持続可能な地域づくりに貢献する人材を育成することが鍵となります。こうした認識の下、東北各地では、東日本大震災を機に、従来の目的や手法にとらわれることなく未来志向の教育の実践が進められています。

1 福島県双葉郡教育復興ビジョン

東京電力福島第一原子力発電所における原子力事故によって避難を余儀なくされた福島県双葉郡8町村（葛尾村，浪江町，双葉町，大熊町，川内村，富岡町，楡葉町，広野町）は、住民の離散による子供たちの減少や、避難先の仮設校舎での学習など、様々な困難を抱えながら教育活動を行っています。

双葉郡8町村では、長期的な復興に向けて今こそ10年先、20年先を見据えて双葉郡の教育を立て直し、これまでの価値観にとらわれない思い切った取組を進めていくことが必要であると考え、平成25年7月31日に「双葉郡教育復興ビジョン」を取りまとめました。また、26年度から双葉郡独自の魅力的な教育として、地域を題材に8町村で共に取り組む探求的な学習「ふるさと創造学」を双葉郡の小・中・高等学校で行っており、その学びの成果を共有するために「ふるさと創造学サミット」を毎年開催しています。



平成27年4月に広野町に開校した中高一貫校の福島県立ふたば未来学園高校においては、地域と連携した課題解決学習や、各界の第一人者が外部講師として教育に携わる優れた取組等により、将来のふるさとの復興を担う人材を育てています。原子力発電所事故に伴い双葉郡の外に避難した子供たちも、双葉郡において高校生活を送ることができるように寮を整備しており、多くの生徒が寮で生活しながらここで高校生活を送っています。

文部科学省としても、創造的復興教育を推進する観点からこれらの取組を技術的・財政的に支援しています。

2 創造的復興教育の更なる推進に向けて

第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）では、教育・学びこそが復興の鍵になるとの認識の下、東日本大震災を機に従来の目的や手法にとらわれることなく、東北各地で行われている未来志向の教育の実践が「創造的復興教育」として位置付けられています。

創造的復興教育には、次のような特徴が見られます。

①地域の課題を踏まえ、困難な状況を乗り越え持続可能な地域づくりに貢献する人材の育成を目指している。

地域全体の現実や課題を直視し、困難を乗り越えて地域の復興に取り組み、「持続可能な地域づくり」に貢献できるような人材育成を構想した事例が数多くあります。たとえ困難な状況に置かれても、状況を的確に捉えて自ら学び、考える資質・能力、人と支え合いながら、主体的に行動して困難を乗り越えていく資質・能力のように、学習指導要領の理念である「生きる力」を更に推し進めた「生き抜く力」の育成を目指しています。

②学校外も含めた様々な機会での活動を通じた実践的な学び等、能動的・創造的な学びを重視している。

持続可能な地域づくりに貢献できる人材を育成するためのカリキュラムや指導方法が試行錯誤されています。そこでは、教室で一方的に知識を学ぶだけではなく、学校外も含め、実践的な活動を通して学ぶことを重視しています。「教授中心」から「学習者中心」へ、「受動的で静的な教育」から「能動的で創造的な学習」への転換をもたらそうとしています。

③地域・NPO法人・大学等の多様な主体と協働し、充実した教育環境の構築を図っている。

②を実現するためには、子供たちが主体的に学べる環境整備が不可欠です。既に、地域・NPO法人・大学等といった学外の多様な組織との協働が実現しています。イベント的な単発の講演等ではなく、それぞれの主体が学校教育と目的を共有し、パートナーとして協働しています。

④地域復興の歩みそのものが学びの対象となり、相乗効果で地域の復興をも後押しする取組である。

創造的復興教育では、地域社会そのものが教材です。子供たちは地域復興の歩みを学びの対象としてフィールドワーク（野外研究、実地調査）を繰り返し、自らの学びを深めています。こうした試みは、子供たちが学ぶだけでなく、地域復興そのものを後押しするという相乗効果を生んでいます。その副産物として、子供たちと地域の人々が共に学ぶ「学びのコミュニティ」が出現しています。

文部科学省では、こうした実践を「創造的復興教育」として促進するとともに、被災地だけでなく全国に共有するための情報発信等を実施しています。

Column No. 06

地方創生イノベーションスクール2030 ～地方創生のために生徒らが主体的に活躍する次世代教育モデルを創出する～

「OECD日本イノベーション教育ネットワーク（以下、「ISN」という。）」（代表：鈴木寛東京大学公共政策大学院教授）^{*1}は、2030（平成42）年に予想される地域社会の課題を解決するために、各地域の生徒たちが企業や地方公共団体、さらには海外で活動する同世代の生徒とも対話・協働しながら取り組む「国際協働型プロジェクト学習」を進めています。

この事業は、東日本大震災からの復興・創生の過程において、震災前から地域にあった課題をも乗り越え、持続可能な地域社会を創出できる人材育成を目的とした復興支援事業「OECD東北スクール」^{*2}（平成24年から26年）の成果を踏まえた後継事業として、ISNがOECDや文部科学省、学校、地方公共団体、企業等と協力して取り組んでいます。

*1 OECD日本イノベーション教育ネットワーク（正式名称：Japan Innovative Schools Network supported by OECD）：「国際協働による教育研究を推進するThink-tank活動」「教育研究と実践を連携するDo-tank活動」により、我が国における次世代の学びの開発と普及を促進するもの。取組成果を平成29年8月2日から4日に開催される生徒国際会議（東京）等で発表する予定。

*2 OECD東北スクール：福島大学がOECDの知見を活用して東北の復興をサポートするため、文部科学省や被災地の地方公共団体、学校等と連携して実施した教育プログラム。平成26年8月30日、31日にパリのシャン・ド・マルス公園において、東北の復興と魅力をアピールするイベント「東北復興祭＜環WA＞in Paris」を開催した。



連携・協力

OECD「The Future of Education & Skills : OECD Education 2030 project」
日本・OECD共同イニシアチブ・プロジェクト

この取組への参加地域は、東北から世界へと広がっています。現在国内では、東北（宮城、福島）・広島・和歌山・福井・島根の各地域のほか、国立高等専門学校機構が参加し、海外パートナー国と合同でクラスター（学校・地方公共団体・大学・企業等の集合体）を設立して活動しています。各クラスターでは、それぞれの地域課題をテーマとして設定し、生徒たちはパートナー校の生徒と協働しながら、地域課題を解決する教育実践を行っています。

ISNでは、この教育実践の調査研究を通じて、OECDが進める「The Future of Education & Skills : Education 2030」*3 プロジェクトとも連携しながら、次世代の教育モデル（21世紀型のカリキュラムやアクティブラーニングの教授法・評価法等）の開発、教育現場への普及及び政策提言を目指しています。

また、この取組を更に発展させるために、教育実践のノウハウや研究成果を共有する「ボランティアクラスター」*4を組織しており、東京学芸大学及び同附属学校、埼玉県教育委員会等が参加しています。

さらに、取組成果を発表する国際会議（平成29年8月2日から4日に掛けて東京で開催）のために実行委員会をクラスター横断で設立し、企画・準備作業を進めています。



広島クラスターの生徒がハワイで開催されたグローバルスクールでパートナー校の生徒と国際的な課題解決に向けてワークショップを行い、交流した (写真提供：広島クラスター)



ふたば未来学園高校の生徒がドイツのパートナー校を訪問し、環境問題や再生可能エネルギーに関する取組を互いに報告し、意見交換を行った (写真提供：東北クラスター)



若狭高校の生徒がシンガポールのパートナー校と環境問題等について遠隔で議論している様子 (写真提供：福井クラスター)

(執筆：OECD日本イノベーション教育ネットワーク)
 問合せ：office@innovativeschools.jp

*3 参照：<http://www.oecd.org/edu/school/education-2030.htm>
 *4 ボランティアクラスター：ISNの趣旨に賛同する学校・地方公共団体・大学・NPO法人等が集まり、ISNや各学校の中等教育における教育イノベーション実践のノウハウや研究成果を共有するために組織化されたもの。

第2節 ^{きずな}絆づくりと活力あるコミュニティ形成

1 学びの場を通じたコミュニティ再生

文部科学省では、コミュニティの復興促進が不十分であるため、いまだ仮設住宅等における生活を強いられ、学習環境が好転していない地域において、復興に向けた支援等を引き続き行う「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」を実施し、多様な課題に対応してきました。

平成29年度からは、地域の実情に応じてより効果的・効率的に本事業を実施できるよう、復興庁所管の「被災者支援総合交付金」に事業を統合・メニュー化しました。震災の影響で学習環境が好転していない地域の子供を主な対象として、地域と学校の連携・協働による学習支援等を実施することにより、被災地における子供の学習環境の改善、仮設住宅とその周辺地域とを結ぶコミュニティの復興促進を行う予定です。

Column No. 07

福島県「子どもの学習支援による地域再生事業」 ～学びを通じた地域コミュニティ再生を目指して～

福島県では、平成28年度委託事業「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」と補助事業「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」（学校を核とした地域力強化プラン）を活用し、「放課後子ども教室推進事業」、「学校支援地域本部事業」、「学校・家庭・地域連携サポート事業」等に取り組んでいます。

これらの事業は、平成23年3月の東日本大震災及び原子力災害からの復興・創生に向けて、学校や公民館等の社会教育施設を活用しながら、学習活動のコーディネートや支援、安全管理等に従事する方々による子供たちの学びの環境等を整備することを目的として実施しています。

「放課後子ども教室推進事業」では、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子供たちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子供たちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施しています。平成23年度の震災後には、県内36市町村114教室で事業を実施していましたが、28年度現在では、県内37市町村117教室で事業を実施するなど事業実施数が徐々に増えていき、県内での定着へとつながりつつあります。

「学校支援地域本部事業」では、地域ボランティアの方々の協力による学習支援や登下校の見守り、部活動支援、環境整備等の地域と学校の連携・協働による学習支援活動を実施しています。平成23年度の震災後には、県内13市町村18本部で事業を実施していましたが、28年度現在では、県内22市町村46本部へと事業実施が増え、県内での広がりを見せています。

「学校・家庭・地域連携サポート事業」、「放課後子ども教室推進事業」、「学校支援地域本部事業」では、地域のコーディネーターやボランティアの支えがあって事業展開が可能となっています。そのため、コーディネーターやボランティアの方々、行政職員、学校関係者等を対象とした研修会を県レベルで1回、各教育事務所単位で14回の合わせて15回実施しています。講演や実践事例発表、グループ協議等の情報交換を通じて、本事業に関わるコーディネーターやボランティア等の育成及び資質向上に向けて取り組んでいます。

東日本大震災及び原子力災害により、多くの方々が今なお県内外で避難生活を続けられていることや、根強い風評被害など本県は依然として厳しい状況が続いています。被

災した地域の自律的な復興のため、これまで以上に学校・家庭・地域が連携協力し、地域全体で子供たちを育む体制づくりを推進し、今後も地域コミュニティの再生に向けて取り組んでまいります。



放課後子ども教室推進事業
「お月さまのお話」



学校支援地域本部事業
「仮設住宅住民との交流」



学校・家庭・地域連携サポート事業
「グループ協議」

(執筆：福島県教育委員会)

2 大学や研究所等を活用した地域の再生

(1) 復興に向けた教育研究活動の推進

東日本大震災を経て、我が国の復興・創生に向けての貢献は、知の拠点である高等教育機関の重要な使命となりました。発災直後における災害派遣医療チーム（DMAT：Disaster Medical Assistance Team）等の派遣、宿泊施設への避難者の受入れだけでなく、中長期的にわたる復興・創生においても、高等教育機関の果たすべき役割の重要性は増しています。被災地域において、復興・創生を担う専門人材の育成支援等を行うとともに、被災地以外の高等教育機関による学生ボランティアの派遣や復興支援に資する研究の支援等を通じて、被災地の復興支援を行っています。

(2) 東北マリンサイエンス拠点の形成

東北地方太平洋沖地震とこれに伴い発生した津波により、世界有数の漁場である東北沖の海洋生態系が激変し、沿岸域の水産業が甚大な被害を受けました。このことから、被災地の水産業の復興支援を目的として、岩手県大槌町、宮城県女川町の海洋研究拠点を中心に、関係地方公共団体・漁協等と連携・協力し、震災により激変した東北沖の海洋生態系を明らかにする調査研究を実施しています（図表2-2-1）。

(3) 東北メディカル・メガバンク計画

東日本大震災で医療機関などが大きな被害を受けた東北地方は、被災者の命と健康が守られ、安心して暮らすことができる医療体制・健康管理の仕組みづくりが必要となっています。

文部科学省は、厚生労働省、総務省等との協力の下で、東北大学及び岩手医科大学を実施機関として、「東北メディカル・メガバン

図表 2-2-1 東北マリンサイエンス拠点形成事業の概要



ク計画」を推進しています。本計画では、被災地域の方々を対象とした健康調査を実施し、健康向上に貢献するとともに、収集した健康情報や生体試料を蓄積してバイオバンク^{*5}を構築します。さらに、このバイオバンクを活用して、病気の正確な診断や予防法の確立など、個人のゲノム情報等に応じた次世代医療の創成のための研究開発を行います。

平成25年度以降、本格的に健康調査を開始しており、目標としていた15万人を超える多くの人々の協力を得ながら、大規模なゲノムコホート研究^{*6}を推進しているほか、収集された生体試料を用いた解析を実施しています。28年度には日本人約2,000人分の全ゲノム解析により得られた標準的なゲノム配列と、その解析で見つかった全ての変異情報を公開するなど、次世代医療研究の基盤となる成果を創出しています。

今後も、地元の地方公共団体や関係機関などとの緊密な連携の下、健康調査での医師の活動の報告や調査結果の提供などを通じて、被災地住民の方々の健康不安解消に貢献することとしています。また、東北地方で個別化予防^{*7}等の基盤となるバイオバンクを形成し、最先端の解析研究を推進することで東北発の新しい医療をつくり、被災地の創造的な復興に貢献するために取り組んでまいります。

第3節 学びのセーフティネット

1 文教施設等の復旧

東日本大震災（最大震度7）での文部科学省関係（幼児・児童・生徒・学生・教職員など）の人的被害は死者659人、負傷者262人となっています（[図表 2-2-2](#)）。また、学校施設や社会教育施設、文化財などの物的被害は全国で1万2,000件以上発生しました（[図表 2-2-3](#)）。



津波により被害を受けた校舎



平成28年度に改築が完了した校舎

図表 2-2-2 東日本大震災における文部科学省関係の人的被害（平成24年9月14日現在）

	国立学校	公立学校	私立学校	社会教育・ 体育・文化等	独立行政法人	計
死亡	10	507	138	4		659
負傷	10	115	125	11	1	262
合計	20	622	263	15	1	921

*5 バイオバンク：協力者から収集した生体試料や健康情報、臨床情報等を管理する「倉庫」のこと。

*6 ゲノムコホート研究：同意を得た住民から、生体試料、健康情報、診療情報等を収集し、生体試料から得られるゲノム情報等と併せて解析することで、疾患や薬物動態等に関連する遺伝子要因、環境要因等を同定する研究。

*7 個別化予防：個人のゲノム情報を調べて、その結果を基に、より効率的・効果的に疾患の予防を行うこと。

図表 2-2-3 東日本大震災における文部科学省関係の物的被害（平成24年9月14日現在）

国立学校施設	公立学校施設	私立学校施設	社会教育・ 体育・文化施設等	文化財等	研究施設等	計
76校	6,484校	1,428校	3,397施設	744件	21施設	12,150

また、東京電力福島第一原子力発電所における原子力事故により、福島県の公立学校のうち、浪江町の6の小・中学校が休校となっているほか、他校・他施設を使用して授業を行っている学校が15校、仮設校舎を使用している学校が15校存在しています（平成29年2月時点）。

文部科学省では、東日本大震災によって被害を受けた文教施設等が早期に復旧し、できる限り速やかに教育活動等を再開することができるよう、必要な予算の確保に努めています。

平成28年度末までに、災害復旧事業を活用する国立学校（25法人）、公立学校（2,319校）、私立学校（790校）については、福島県の避難指示区域に所在している学校は除き、おおむね復旧を完了しています。社会教育施設・スポーツ施設・文化施設については1,249施設のうち約9割が、文化財等については修復に当たって国庫補助を必要とする被災文化財等の92件のうち約9割が、それぞれ復旧を完了しています。

また、被災地における埋蔵文化財については、埋蔵文化財の専門職員の被災地派遣（平成28年度：29人）等により、発掘調査期間が短縮されるなど、復興事業の工期への影響の回避につながっています。

2 就学のための経済的支援

（1）就学のための経済的支援等

東日本大震災により経済的理由から就学等が困難となった幼児児童生徒の就学支援等を実施するため、文部科学省では、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」（平成23年度から26年度までの4年間で約444億円、全額国庫負担）による基金事業を実施しました。具体的には、各都道府県等において、幼稚園に通う幼児の保育料や入園料を軽減する就園奨励事業や、小・中学生に対して学用品費や通学費（市町村が実施するスクールバスの運行委託費等）、学校給食費などを補助する就学援助事業、高校生等に対する奨学金事業、特別支援学校等に通う幼児児童生徒の就学に必要な経費を補助する就学奨励事業、私立学校及び専修学校・各種学校に対する授業料等減免措置事業を実施してきました。この基金事業は、26年度で終期を迎えることになりましたが、27年度からは、被災した幼児児童生徒が安心して学ぶことができる環境を引き続き確保するため、新たに全額国庫補助の単年度の交付金事業として「被災児童生徒就学支援等事業」（約80億円）を実施しています。また、28年度においても、引き続き27年度と同様の枠組みで所要額（約80億円）を確保しており、29年度予算においても、所要額（約62億円）を確保しています。

（2）学生等に対する支援

全国の多くの大学で、授業料減免、奨学金、宿舍支援などが実施されています。文部科学省では、東日本大震災により被災した世帯の学生等に対し、平成28年度は、高等教育段階において授業料等減免措置（21億円、約6,000人）や無利子奨学金の貸与（36億円、約5,000人）に係る経費を措置しています。また、日本学生支援機構では、東日本大震災により被災した世帯の学生等が経済的理由により進学等を断念することがないように、家計基準を満たす学生等全員に無利子奨学金を貸与しています。さらに、24年度から家計の厳しい世帯の学生等を対象に、無利子奨学金の貸与を受けた本人が卒業後に一定の収入を得るまでの間、返

還期限を猶予する「所得連動返還型無利子奨学金制度」を適用しています。

3 学習支援・心のケア・スクールカウンセラー

(1) スクールカウンセラーの派遣等

文部科学省では、被災した子供たちの心のケア等への対応のため、学校などにスクールカウンセラー等を派遣しています。平成28年度計画においては、被災地の要望を踏まえ、岩手県、宮城県、福島県に551人（うち県外等から151人）のスクールカウンセラー等を派遣しています。

(2) 公立学校における教職員体制の整備

東日本大震災により被害を受けた地域に所在する学校及び被災した児童生徒を受け入れた公立学校においては、被災児童生徒に対する学習支援、心のケアを行うための特別な指導を行うための教職員体制の整備が課題になっています。平成23年4月に成立した「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の附則でも、国及び教育委員会は、教職員の定数に関し、こうした事情に迅速かつ的確に対応するために必要な特別な措置を講ずることとされています。

文部科学省では、平成23年度以降、毎年度約1,000人の教職員定数の加配措置をいずれも各県からの申請どおり実施してきました。

この加配措置については、中長期的に継続した対応が必要であると考えており、平成29年度においても、各県・指定都市からの要望を踏まえ、義務教育諸学校分として、岩手県（186人）、宮城県（185人（仙台市除く））、福島県（491人）、山形県（5人）、茨城県（24人）、新潟県（3人（新潟市除く））、仙台市（48人）、新潟市（8人）の8県市に対し合計950人、高等学校分として、岩手県（34人）、宮城県（26人）、福島県（30人）の3県に対し合計90人を別途措置しています。

(3) アスリートや芸術家によるスポーツ・文化芸術活動

文部科学省では、国が行う復興事業の状況、被災地やスポーツ界などの要望を踏まえ、被災地にアスリートを派遣したり、被災地の総合型地域スポーツクラブの活動に対して、スポーツ振興くじ（toto）による助成を行ったりしています。

また、子供たちが健やかに過ごし、安心できる環境の醸成を図るため、「文化芸術による子供の育成事業（芸術家の派遣事業）」の一環として、被災地へ芸術家などを派遣しています。平成28年度は、音楽・演劇・落語・伝統芸能・美術などの文化芸術活動を行う芸術家などを459の小・中学校などに派遣し、講話・実技披露・実技指導を実施しました。

(4) 国立青少年教育施設を利用したリフレッシュキャンプの実施

国立青少年教育振興機構では、平成23年夏以降、被災地の子供たちなどを対象に、子供たちの心身の健全育成及びリフレッシュを図るため、外遊び、スポーツ及び自然体験活動などができる機会として、国立青少年教育施設を活用したリフレッシュキャンプを複数の企業からの協賛金などを得て実施しています。

平成28年度は18回836人、23年7月から28年度までに303回実施され、延べ2万7,639人が参加しました。今後も継続して取組を実施する予定です。

1 防災教育の充実

東日本大震災においては、児童生徒等及び教職員の死者・行方不明者が600人を超えるなど甚大な被害が発生しました。東日本大震災以降も連続した大規模な地震の発生、記録的な大雨に伴う大規模水害など多くの自然災害が発生しています。

文部科学省では、各学校が地震・津波等から児童生徒等を守るための防災マニュアルを作成する際の参考となる「学校防災マニュアル（地震・津波）作成の手引き」や今後の学校における防災教育・防災管理等の在り方を示す学校防災のための参考資料「『生きる力』を育む防災教育の展開」を作成・配布し、学校防災の充実を図っています。

また、平成28年度は、地域や学校の抱える防災をはじめとした学校安全上の課題に対して、地域の実情に応じた教育手法を開発したり、組織的な学校安全管理体制及び家庭・地域・関係機関等との連携体制を構築する地域や学校を支援する「防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業」を実施したりしています。

2 学校での放射線等に関する教育

学校教育において、児童生徒が、放射線等に関する科学的な知識等を学び、それに基づいて自ら考え、判断する力を身に付ける教育を進めていくことは重要です。現行の学習指導要領においては、例えば、中学校理科においては「放射線の性質と利用」を扱う内容が追加されるなど、社会科や理科等の教科の中で、エネルギーや放射線等に関する内容が充実されました。また、平成29年3月に公示された次期学習指導要領の中学校理科においては、放射線について科学的な理解が深まるよう第三学年で学習することに加え、第二学年においても、放射線に関する内容を扱うこととしています。

さらに、「災害等を乗り越えて次代の社会を形成するための資質・能力を教科横断的に育むことを小中学校総則に規定し、放射線の科学的な理解のほか、電力等の地域間の需給構造、放射線に関する身体への影響についての正しい知識などを体系的に指導するよう内容の充実を図ることとしています。

文部科学省では、学校における放射線等に関する教育の支援として、教職員向けのセミナーや児童生徒向けの出前授業を実施しています。また、放射線に関する基礎知識や東京電力福島第一原子力発電所における原子力事故の被害状況、地域の復興再生に向けた取組等を掲載した全国の小・中・高等学校等で利用するための放射線副読本を平成26年3月に配布し、文部科学省ウェブサイトにおいても掲載しています*⁸。さらに、27年3月には、放射線副読本を効果的に活用するとともに、放射線教育の指導の参考となるDVDを作成し、全国の小・中・高等学校等に配布しました。

*⁸ 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/housyasen/index.htm

第5節

原子力発電所事故への対応

1 学校等における線量の低減等

文部科学省では、東京電力福島第一原子力発電所において原子力事故が発生して以降、子供たちの安全・安心を確保するため、通知・事務連絡を发出して学校における対応方針を示すとともに、財政的支援や専門家の派遣などによって学校における除染を推進してきました。これらの取組によって、学校の校庭等の空間線量率については、避難地域以外の全校で毎時1マイクロシーベルト未満まで低下しています。政府としては、引き続き、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、子供の生活環境（学校、公園等）を含めた地域全体における除染を進めています。

2 除染や廃止措置などの原子力災害を踏まえた研究開発・人材育成の取組

(1) 環境回復に向けた取組

文部科学省では、東京電力福島第一原子力発電所事故により放射性物質で汚染された環境の回復に向けた研究開発を推進しています。

日本原子力研究開発機構福島環境安全センターは、福島県環境創造センター（三春町、南相馬市）を拠点とし、福島県及び国立環境研究所と連携して、環境回復に係る研究開発、国・地方公共団体に対する除染活動等への協力・支援、コミュニケーション・原子力人材育成活動、県民健康管理調査等への協力を実施しています。

環境回復に向けた研究開発では、環境中での放射性セシウムの移行挙動調査研究（環境動態研究）や、除去土壌等の減容・再生利用技術開発、無人ヘリ、無人飛行機等を用いた放射線遠隔測定や広域測定結果のマッピング技術開発等に取り組んでいます。今後も関係機関と連携し、除染技術の確立に向けた取組を実施することとしています。

(2) 廃止措置に関する研究開発

東京電力福島第一原子力発電所の安全な廃止措置等を推進するため、文部科学省は、平成26年6月に公表した「東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等研究開発の加速プラン」に基づき、27年4月に、日本原子力研究開発機構に「廃炉国際共同研究センター」を設置しました。

同センターでは、国内外の英知を結集し、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等を円滑に進めるために必要となる基礎的・基盤的研究や人材育成等を実施しています。具体的には、原子炉内部からの燃料デブリ^{*9}取り出し、遠隔放射線計測・可視化技術、放射性廃棄物の処理・処分等に関する研究開発や、産学官が連携した人材育成等を実施しています。

また、多様な分野の国内外の大学、研究機関、企業等が集結する国際共同研究拠点である同センターの「国際共同研究棟」が、平成29年4月に福島県富岡町に開所しました。今後も引き続き、現地福島での研究開発と人材育成に係る取組を推進することとしています。

*9 燃料デブリ：溶融した原子炉燃料が、冷えて固まったもの



放射線計測機器搭載無人ヘリ

廃炉国際共同研究センター
国際共同研究棟

(3) 原子力災害を踏まえた原子力基礎基盤研究・人材育成の取組の推進

原子力の基盤と安全を支えるとともに、国際的な原子力安全等への貢献のためには、幅広い原子力人材を育成することが必要となります。文部科学省では、基礎的・基盤的研究の充実・強化を図るため、「英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業」により、政策ニーズを明確にした戦略的なプログラムを設定し、競争的環境の下に、大学等における基礎的・基盤的研究や人材育成を推進しています。平成28年度は、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力安全の一層の高度化や新たに顕在化した課題への対応に関連した基礎的・基盤的研究を実施しました。

3 原子力損害賠償への対応

東京電力福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所の事故発生以降、多くの住民が、避難生活や生産及び営業を含めた事業活動の断念などを余儀なくされており、被害者が一日でも早く安心して安全な生活を取り戻せるよう、迅速・公平・適正な賠償が必要です。

文部科学省では、「原子力損害の賠償に関する法律」に基づいて設置した原子力損害賠償紛争審査会において、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示した指針を、地元の意見も踏まえつつ順次策定するとともに、必要に応じて見直しを行ってきました。また、「原子力損害賠償紛争解決センター」では、業務運用の改善や体制整備を図りつつ、和解仲介手続を実施しています。

さらに、政府として、東京電力の迅速かつ適切な損害賠償の実施や、経営の合理化等に関する「新・総合特別事業計画」を平成26年1月に認定（その後、数度の変更認定）し、原子力損害賠償・廃炉等支援機構を通じて、東京電力による円滑な賠償の支援を行っています。

また、原子力損害賠償制度の見直しについて、平成27年5月から、原子力委員会原子力損害賠償制度専門部会において、専門的かつ総合的な観点から検討を行っています。同専門部会は、「原子力損害賠償制度の見直しの方向性及び論点の整理」を28年8月に取りまとめ、引き続き、個別の論点の検討を行っています。

